

農業者の皆様へ

◇ 農地利用効率化等支援交付金（令和6年度当初予算） ◇

受付期間：令和6年2月13日（火）～令和6年2月15日（木）

別紙「配分表」の合計ポイントのボーダーラインを設定しております。
ポイントについては、産業振興課農政係までお問い合わせください。

標記事業に係る要望調査を実施いたしますので、希望される方は2/13-15の間で必要書類の提出をお願いいたします。 ※希望されない方は提出不要。

1. 事業内容

金融機関から融資を受け農業用機械等を導入する農業者等に対し、補助金の交付を行うものです。

労働力不足等の課題に対応するため、ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用した機械（自動操舵システム、農薬散布等無人航空機、自動収穫・選果作業機等）の導入については優先枠を設けて支援を行います。

※トラック、パソコン、除雪機、倉庫等の汎用性の高いものは対象外

【補助率】 融資主体支援タイプ

～事業費の3/10以内（補助金上限：300万円）

先進的農業経営確立支援タイプ

～事業費の3/10以内（上限：個人1,000万円、法人1,500万円）

2. 事業要件

ア) 導入予定の機械等を活用し、令和8年度までに以下の項目について成果目標を設定し達成すること。

必須目標	①付加価値額の拡大	
選択目標	②農産物の価値向上	③単位面積当たりの収量増加
	④経営コストの縮減	
事業関連 取組目標	⑤経営面積の拡大	⑥労働時間の縮減
	⑦経営管理の高度化	⑧他産業との連携

※選択目標は②～④から必ず1項目、事業関連目標については⑤～⑧から任意の成果目標を設定し、達成すること。

イ) 令和6年度中に事業が完了（代金精算）すること。

ウ) 整備内容ごとの事業費が50万円以上（本体価格）であること。

エ) 地域計画のうち目標地図に位置付けられていること。

オ) 園芸施設共済や農機具共済、民間業者の保険等の加入をすること

カ) 既存機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと

キ) 事業費の低減を図ること。

- ・メーカー指定や型番指定は原則不可
 - ・入札、見積合せによる契約業者の決定（原則3社以上）
- ※要望調査票提出時は1社で結構です。

3. 受付期間

令和6年2月13日（火）～令和6年2月15日（木）

※期日を過ぎた場合は受付できませんので厳守でお願いします。

4. 提出書類

- ポイント加算を証明できる書類
令和5年の青色決算申告書・直近の法人決算書等
※申告途中等の場合は、ご相談ください。
- 導入予定の機械等の見積書
- 規格等が確認できるカタログ

5. その他

この調査は、現時点の要望を把握するためのものであり、**事業実施を確約するものではありません。**

※ポイント基準等については窓口もしくは農林水産省 HP にてご確認ください。

参考：https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R6_nouchiriyou/index.html

6. 提出・問合せ先

産業振興課 農政係 TEL 0123-76-8018

◇ 重 要 ◇

本事業の採択にあたっては、例年通りポイント制となっております。

過去の採択基準ポイント等を参考に、ボーダーラインを設定しております。ボーダーラインについては、産業振興課農政係までお問い合わせください。

また、採択の基準ポイントが年々高くなっており、昨年度よりも採択基準のボーダーラインが厳しくなることが予想されます。

長沼町として事業採択に向けての取組となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。